

10 月から消費税が変わります。対策は？

参議院選も終わりました。与党が過半数を確保し、安定した政治が行われることでしょう。外交政策では成果を見せている安倍首相ですが、経済対策は如何でしょうか？政府の発表する数字と我々の感覚はずれているように思います。10 月から消費税が 10%へ変わりますが、それに伴い需要変動平準化対策の観点から。自動車税の引き下げや、住宅借入金特別控除など軽減税率制度が発表されていますが、いまひとつ良く解りません。全国法人会の「税制改正のあらまし」を読んで、一部抜粋して見ました。

森林環境税と森林環境贈与税

国内に居住する個人に対し、年額 1000 円が令和 6 年度から課税され、住民税と一緒に徴収されます。また、今年から環境税の収入相当額が市町村と県に譲与されます。税金が始まる前に支給し、森林整備や、担い手の確保、木材利用促進や啓発に充てられるそうです。林業活性化に繋がるような各市町村独自の活用方法を期待したいですね。

消費税の軽減税率制度

低所得者に配慮するとして食料品や定期購読する業界紙等が現行 8%に据え置かれます。但し、運用については専門家に聞かなければなかなか理解できません。我々木材業界の売上げは一律 10%となりますが、仕入れで、業界紙(週 2 回以上発行)や、酒類を除く贈答品、接客時の茶菓子購入等は 8%となり、仕入れ伝票管理や、経理記帳(区分経理)等複雑になりそうです。請求書管理システムの改修等に関しては補助金もあるようです。

キャッシュレス・消費者還元事業

10/1 以降、令和 2 年 6 月までに中小規模事業所でキャッシュレス決済をした場合は最大購入金額の 5%のポイントが付与されます。消費税軽減税率対象外の外食産業などの場合 2%のポイント還元があります。

その他、自動車税の引き下げや、住宅ローン減税、事業承継相続税や贈与税の納税猶予、教育資金一括贈与非課税措置などの見直しも行われます。期間の定められたものや補助制度など複雑です。詳しくは専門家にご相談下さい。

【情報】

原木価格上昇？ 下落？

心配した梅雨末期の大雨と台風 5 号の被害は最小限で済みましたが、この間原木の供給は滞り、原木単価が上がっているという情報と共に、米中貿易戦争で原木輸出が滞りつつあるという情報も。製品市場が動かない今、梅雨明けと共に原木単価と製品単価はどうなるのでしょうか

【定休日】

8 月は 4, 11, 12, 13, 14, 15, 18, 24, 25, 31 日

9 月は 1, 7, 8, 15, 16, 22, 23, 29 日となります

宜しくお願いします



鶴丸城 御楼門